

堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局公印規程（平成５年水道局管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第７条（見出しを含む。）中「事業サポート課長」を「総務課長」に改める。

第８条第２項中「書面で事業サポート課長を経て管理者」を「管理者及び総務課長」に改める。

第９条第１項ただし書、第１０条第３項、第１１条、第１２条、第１３条第１項及び第２項並びに第１４条第２項及び第３項中「事業サポート課長」を「総務課長」に改める。

別表一般公印の表中「事業サポート課長」を「総務課長」に改め、同表専用公印の表出納事務用堺市上下水道事業管理者印の項管理責任者及び個数の欄中「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改め、同表堺市上下水道企業出納員印の項管理責任者及び個数の欄中「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改め、同表表彰事務用堺市上下水道事業管理者印の項管理責任者及び個数の欄中「事業サポート課長」を「総務課長」に改め、同表総務事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄中「事業サポート課」を「総務課」に改め、同項管理責任者及び個数の欄中「事業サポート参事」を「総務課参事」に改め、同表給排水設備課事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号から第１２号までを１号ずつ繰り上げ、同表水道建設保全事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄第２号中「、届出書」を削り、同欄中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、第７号を削り、第８号を第６号とし、第９号を第７号とし、同表水運用管理課事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄第２号中「、届出書」を削り、「報告書」の次に「、依頼書」を加え、同欄中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、第７号を削り、第８号を第６号とし、第９号を削り、第１０号を第７号とし、第１１号を削り、第１２号を第８号とし、第１３号を第９号とし、第１４号及び第１５号を削り、第１６号を第１０号とし、同表下水道管路事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄第１号中エを削り、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、同表下水道施設事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄第１号中エを削り、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、同号サ中「及び通知文書」を削り、同号中シを削る。

様式第２号及び第３号中「事業サポート課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。